



みのる法律事務所
第 3 0 4 号
平成 2 7 年 8 月

みのる法律事務所
弁護士 千田 實
〒 021-0853



岩手県一関市字相去 57 番地 5

TEL : 0191-23-8960

FAX : 0191-23-8950



みのる法律事務所 <http://www.minoru-law.com/> [✉ minoru@minoru-law.com](mailto:minoru@minoru-law.com)



『大震災・巨大津波を詠む』 — 5年後の再発行 —

「喉元過ぎれば熱さを忘れる」とは、「どんなに熱いものを飲んでも、喉を通り過ぎればその熱さを忘れる。苦しい経験も、それが過ぎ去ればけろりと忘れてしまう。苦しい時に恩を受けても、楽になると恩を忘れてしまう、という意。いろはがるた（江戸）の一」。

これは、株式会社三省堂発行の『故事ことわざ辞典』（昭和53年12月1日）の解説です。確かに、「苦しい経験も、それが過ぎ去ればけろりと忘れてしまう」ということになりがちです。

平成23（2011）年3月11日の東日本大震災・三陸沿岸巨大津波から約4年半が経過しました。あの時の苦しい経験は、忘れることができないほどのインパクトがありましたが、最近、その時の印象が薄れつつあります。

約半年後には、大震災・巨大津波から5年が経過するという節目が迫ってきました。この5年という節目に、大震災・巨大津波をもう一度思い出すことは、つらいことではありますが無意味だとは思われません。

安倍政権は、大震災・巨大津波から5年目という節目から、さらに4年半後の平成32（2020）年7月24日～8月9日には「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」を開催するとして、莫大な巨費を投じてメインスタジアムを建設しようとしたり、集団的自衛権を行使して、地球の裏側まで行って「戦争ができる国」にしようなどと、外へ外へと目を向けています。

しかし、私が住んでいる岩手県一関市の隣町・陸前高田市の様子は、巨大津波で街全部がなくなったまま、未だ街の姿は全く見えません。いつになったら、新たな街の輪郭くらいは見えるようになるのでしょうか。

福島原発の地元住民は、未だ故郷に戻れずに多くの方が他の土地での生活を余儀な

黄色い本、青い本、さくら色の本、ピンクの本等、「いなべんの本」は株式会社エムジェエムの他、下記書店でも好評発売中です。

宮脇書店気仙沼本郷店 〒988-0042 気仙沼市本郷 7-8 TEL: 0226-21-4800
[amazon.co.jp](http://www.amazon.co.jp/) <http://www.amazon.co.jp/> - 1 -



くされています。

東京オリンピックに反対するわけではありませんが、大震災・巨大津波の被災者のことを考えると、お祭り騒ぎをしている場合ではないという気がします。「積極的平和主義」などと言って、「世界に貢献する」などという景気のいい話をしている場合ではない気がします。前記の通り、大震災・巨大津波の被害は回復されていません。

政権や政府に限らず、私達一人一人にも、反省してみなければならぬことがあるのではないのでしょうか。

あの時、停電となり、電気のない生活を送りました。不便ではありましたが、皆で協力し合って乗り切りました。福島原発事故を思い、電気の無駄遣いを反省しました。

ですが、「喉元過ぎれば熱さを忘れる」で、最近では便利な生活を送りたいため、またゲームを楽しみたいため、安い電気を求めて原発の再稼働に賛成する輩も現れ始めています。このことは他人事ではありません。自分自身もそうですが、家族も同じです。贅沢と便利と快楽を優先させる生活に戻っています。大震災・巨大津波による耐乏生活、即ち、品物が乏しくて不自由なのを我慢する生活は、あっという間に忘れてしまいました。

「これではいけない」との反省の心を込めて、『大震災・巨大津波を詠む —5年後の再発行』を発刊することにしました。あまり厚いと読みにくいということになりますので、何分冊かに分けて、丸5年が経過する平成28（2016）年3月11日までに全部を出したいと考えています。

この事務所便りをお読み下さっている皆様には、是非お付き合い下さるようお願いする次第です。

初版の「まえがき」と、『5年後の再発行』の「まえがき（5年後の再発行）」を転載しますので、お目を通していただければ幸甚です。

まえがき

写真は、文字どおり「真^{まこと}を写す^{よみがえ}」ものです。アルバムを見ていると、昔のことでも、あの時のことが手に取るように甦^{よみがえ}ってきます。

ただ、写真は心の状態までは写し出してくれません。「あの時は、どういう気持ちだったのか」と思うことがあります。「心の状態を写すアルバムはないだろうか」と考えた結果、「文字によるアルバムを作ってみよう」と思い至りました。

俳句も短歌も勉強したことはありません。「うるさいルールのない、川柳と狂歌にしてみよう」と考えました。だが、川柳も狂歌も勉強したことは全くありません。ですから、川柳や狂歌も上手に詠もうなどとは考えません。考えたって、詠めるはずがないのです。



文字によるアルバムになるようにと、「あるがまま」、「思ったまま」、詠むことにしました。推敲はできませんし、していません。表現がよくなるように、考えを練って作り直すという努力はしていません。そうすると、却ってあるがままの状態や思ったことが素直に詠めなくなるのではないかとの思いもあります。また、推敲するだけの能力も時間もないと、諦めの気持ちもあります。

大震災・巨大津波後、週3回、1回4時間ずつの人工透析に入りました。その透析の時間を退屈しないで過ごしたいと思い、『大震災・巨大津波を詠む』と題して、千年に一度とも言われる大震災・巨大津波の思い出を、文字によるアルバムにしてみようと考えました。

誰かに読んでもらおうという考えはありません。ただ、自分と自分のごく身近な人のアルバムになってほしいのです。

これを読んでもらう人は、私にとっては極めて身近で、極めて大事な人なのです。そんな方にお読みいただければ、こんな嬉しいことはありません。

平成23年5月20日 (69歳誕生日)

青空浮世乃捨 (田舎弁護士 千田 實)

まえがき (5年後の再発行)

「千年に一度」とも言われる東日本大震災・三陸沿岸巨大津波は、平成23 (2011) 年3月11日でした。平成28 (2016) 年3月11日が来ると5年が経過します。丸5年が経過する日に合わせ、『大震災・巨大津波を詠む』(平成23年8月25日初版発行、以下『詠む』と略称します) を再発行することにしました。

あの日から間もなく5年が経過しようとしている現在、「あの当時のことを思い出してみよう」というわけです。あの頃の心を思い出しながら、この5年間でどのようにその心が変わったかを中心に振り返ってみたいのです。誰も経験したことのない災害を体験し、教えられることがたくさんありました。その教訓は忘れたくありません。それを思い出してみたいのです。

5年が経過しようとしている現在、この5年間で心はどう変わったのか、復興はどう進んでいるのかを確かめたいのです。その上で、これからの5年はどのような心で生きるべきか、どのように復興を進めるべきかを考えてみたいのです。

『詠む』の「まえがき」では、「あの時はどういう気持ちだったのか、という心の状態をアルバムに残したい」と述べました。『詠む』を読み直し、あの時の心の状態を再確認し、これまでの5年の心の変化を振り返り、これからの5年の心の持ち方の指針を見つけたいのです。

平成27年8月13日

青空浮世乃捨 (田舎弁護士 千田 實)





《 新刊のご案内 》 年寄りのための童話 『長生きを楽しむコツ その七 第11・12話』

新刊『長生きを楽しむコツ その七』が8月27日に発刊の運びとなりました。
第11話は、「暇ひまを楽しむ」というタイトルで、吉田兼好(1283?-1350?年)の『徒然草つれづれぐさ』を挙げて、「暇ひまをもてあまさないように、何かをやった方がよい」ということを、自分の体験を通して強調してみました。

第12話は、「ばかばかしいことを楽しむ」というタイトルで、「老人となったら、世間など気にしないでやりたいことをやればよい」と書きました。

暇ヒマをもてあまさないためにも、世間を気にしないで楽しいことをやるためにも、「NTN」、つまり「長生きを楽しむ仲間の会」を立ち上げ、長生きを共に楽しみたいと思います。

《 新刊のご案内 2 》

『新・憲法の心』第18巻 戦争の放棄 (その18)

『砂川判決すながわ』

安倍政権すながわは、「集団的自衛権の行使は憲法違反ではない」という論拠として、いわゆる「砂川判決」を再び持ち出しました。「砂川判決」は最高裁の判決も重要なのですが、一審判決、つまり「伊達判決だて」が面白いのです。

「伊達判決」の裁判長だった伊達秋雄だてあきお氏(1909-1994、裁判官を退官後、法政大学の教授となった)から直接講義を受けたことがあります。50年も昔のこととなってしまいました。先生は、古武士然とした風貌で、見るからに気骨のある方でした。先生は、「米軍の駐留は違憲である」という「伊達判決」を言い渡した直後に、記者団に対し、「憲法を守るべき裁判官として憲法を正しく解釈すればこのような結論おこに達せざるをえない。米軍の駐留がなくなったら日本に軍事的真空状態が起り、どうして国を守るのかという非難も当然起る。このことについては私自身個人的な見解をもっているが、それは政治家が答えるべきであって裁判官が答えるべきものではない」と語ったとのことでした。

先生から講義を受けた頃に、私に今の力があれば、先生の見解はどのようなものか、聞くことができたと思います。当時は力不足で、適切な質問をすることはできませんでした。聞くことにも能力が必要なものようです。

今回、第18巻『砂川判決』を書きながら、先生の見解をあれこれ想像しています。そんなことも書きたい放題書いていますので、ご一読いただければ幸甚です。

